



平成 30 年（行ウ）第 93 号、同 98 号ないし第 104 号
国籍確認等請求事件

原 告 原告 1 外 7 名
被 告 国

準備書面（9）

2019年10月10日

東京地方裁判所民事第2部A係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 近藤 博 徳



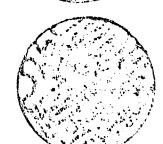
弁護士 植名 基 晴



弁護士 富増 四季



弁護士 仲晃 生



弁護士 仲尾 育哉



第1	はじめに.....	4
第2	複数国籍による弊害が現実的・具体的なものではないこと(被告準備書面(1)第3、2、(3)、ウ(24頁乃至32頁)に対する反論)	4
1	複数国籍の防止解消の必要性について.....	4
2	外交保護権の衝突.....	6
3	兵役の衝突について	12
4	納税義務の抵触について.....	15
5	適正な入国管理の阻害について	17
6	重婚の発生について	22
7	単一国籍者が得られない利益を享受する者の発生について	25
8	小結	28
第3	複数国籍の防止や回避が国際的な原則ではないこと(被告準備書面(1)第3、2、(3)、エ(32頁乃至34頁)に対する反論)	28
1	複数国籍を肯定する趨勢に対する被告の誤解.....	29
2	乙30号証について	35
3	中国・韓国の国籍法制に関する原告らの主張に対する被告の反論について	37
第4	改正国籍法の複数国籍発生防止・解消制度及びこれに関する立法者の認識内容(被告準備書面(1)第3、2、(3)、オ(34頁乃至37頁)に対する反論)	39
1	国籍法の条文からの理解	40
2	法改正当時の複数国籍発生とその解消に関する被告の認識	40
3	1984年国籍法改正時に被告は国籍の積極的抵触の防止はもはや国際的な原則でないと認識していたこと	41
(1)	田中康久幹事の論考	42
(2)	田中幹事、細川幹事の発言	43
(3)	小括	44

4 「重国籍の状態そのものが憲法上保障されるべき権利利益ではない」との主張について	44
5 小結	46
第5 法11条1項の立法目的達成手段の合理性について(被告準備書面(1)第3、2、(4)(37頁乃至38頁)に対する反論	46

第1 はじめに

本書面において原告らは、準備書面（1）の説明を拡充し、答弁書と被告準備書面（1）で被告が主張する複数国籍の弊害のおそれ等について全体的な反論を行う。

第2 複数国籍による弊害が現実的・具体的なものではないこと（被告準備書面（1）第3、2、（3）、ウ（24頁乃至32頁）に対する反論）

1 複数国籍の防止解消の必要性について

（1）複数国籍防止解消は、複数国籍によって生じるおそれのある弊害を防ぐことがその目的である。複数国籍が現に重大な弊害を発生させている場合（単発の事件ではなく複数国籍自体が継続的に具体的な弊害を発生させている場合）や、弊害が発生する具体的な危険があり、その弊害が単なる個人の権利義務の侵害を超えた、国家の対人主権を揺るがす重大な問題であるとか、国家や社会の安定を害する重大な紛争を生じさせるような場合には、これを回避するために複数国籍を防止しあるいはこれを解消すべき必要性は高いものとなる。「複数国籍は主権国家の考え方とは根本的に相容れない」との被告の主張（被告準備書面（1）22頁）は、複数国籍によってこのような現実的かつ重大な問題が発生すると考えるものようである。

過去に、国家主権が強調され、戦争が国家間の紛争の解決手段として現実に認識されていた時期においては、複数国籍による弊害は現実的かつ重大なものと認識され、したがって複数国籍防止解消の必要性は高いものと認識されていたものと解される。

しかしながら、今日の社会において、複数国籍による弊害は決して国家主権を揺るがしたり国家や社会の安定を害する重大なものでも、また現実的・具体的なものでもないことが認識されている。

（2）なお、被告は「国籍唯一の原則は国籍概念の本質的な考え方と理解されてい

る」（答弁書33頁イ（ア）見出し）、「国籍唯一の原則は、国籍の存在意義から当

然導かれる原理ないし国籍立法のあるべき姿として、古くから今日に至るまで国際的に承認されてきた」（答弁書34頁）等と主張し、また「1人の人間に対し複数の国家が対人主権を持つこと、又は国民に主権がある国において1人の人間が複数の国に対して同時に主権を持つということは、主権国家の考え方とは本質的に相容れないというべきである。」との判示を引用する（答弁書35頁）。これらの主張からすると、被告は、複数国籍防止解消は、国籍制度において普遍的な問題であり、制度の如何を問わず各国に共通の課題である、とするものようである。

しかしながら、こんにち、多くの国において複数国籍を容認し、また例えば1997年欧州国籍条約15条が複数国籍について中立の立場を表明し、加盟国が自由に決定できるようにしたこと（甲93（12頁））を見るならば、少なくとも複数国籍防止解消の要請が国籍制度における普遍的なものである、という被告の主張がその前提を欠いていることは明らかである。もちろん複数国籍に制限的な制度の国も存在するが、少なくとも複数国籍を容認する国籍法制や条約が存在すること自体が、複数国籍の防止解消が国際社会における一貫した共通の要請ではないことを示しているのである。

そうすると、複数国籍の防止解消を図るか、それともこれを容認するか、あるいは防止解消を図りつつも一定程度容認するか、は各国の国籍法制が複数国籍の弊害をどのように考えているかによる、ということになる。つまり、どの程度複数国籍を許容するか、あるいは防止解消を図るかは、複数国籍による弊害とされるものがその国にとってどの程度重要であるか、によるものとなるのである。

例えば、徴兵制を持ち、かつ近隣諸国と緊張関係にある国にとっては、兵役義務の衝突は現実的かつ重要な問題であり、そのことを重視して複数国籍を制限することは現実的な問題である可能性もある。他方で国民に兵役義務を課さず、また周辺諸国との軍事的な緊張関係もない国にとっては、兵役義務の衝突を理由に

複数国籍を防止するという発想は非現実的であり、根拠なく不当に国民の権利利益を制限することになる。

このように考えるならば、日本の国籍法制において複数国籍をどの程度許容し、あるいは制限するかは、日本が国家として複数国籍による弊害についてどのように考量しているか、にかかることとなる。したがって、被告が複数国籍による弊害と主張するものについても、単に漠然と抽象的に議論するのではなく、日本においてそのような弊害が具体的に発生する可能性があるか、という観点から検討をするべきである。

以上を踏まえて、被告が複数国籍による弊害として指摘するものについて、順次具体的に検討する。

2 外交保護権の衝突

(1) 複数国籍者と外交保護権の衝突の問題については、①国籍国の方が他方国籍国に対して自国民に対する外交保護権を行使しうるか、という場面と、②国籍国の方が第三国に対し外交保護権を行使した場合に当該第三国はその国籍国を本人の帰属国として扱ってよいか、という場面の2つがある。

(2) まず、①の場面をより具体的に見てみると、以下の通りである。

ア 例えばA国籍とB国籍を有する者が、A国よりその生命・身体・財産に対する侵害を加えられ、これに対してB国が（当該本人の申立により、あるいはB国独自の判断で）A国に対し、外交保護権を行使してA国による当該本人への侵害行為を排除することができるか、という問題である。

この場合、A国からすれば、当該本人は自国の国民であり、当該本人の権利利益の侵害は純粋な国内問題である。しかもその権利利益の侵害がA国の国内法に基づいて行われている場合には、その法に基づく権利の制限はA国国内法に照らしても違法の問題を生じないことになる。

イ このような場面に関するルールについては、原告ら準備書面(1) 17頁以下で述べた通り、国籍法抵触条約（甲33）第4条で相互に外交保護権を行使できないと定めており、「対人主権を主張する国家相互間では対人主権を主張し得ない」とするこのルールは合理性を有するといえる。そして、これが国際慣習法となっているとされる（甲38の1、甲38の2）。

日本は国籍法抵触条約を批准していないが、そのことを理由に日本政府が、国際慣習法化し、かつその内容も合理性が認められる上記ルールを無視することができないことは自明である。また、仮に日本がそのような主張をしても、国際社会において通用しないことは明らかである。

ウ ①の場面においてB国がA国に対して外交保護権を行使するには、当該本人のA国国籍を否定し、国内問題であるとのA国の主張を排斥した上で自国民保護を主張する必要がある。

しかしながら、日本がB国である場合を想定して（日本がA国であるとしても結論は同じである）、「日本国籍の得喪に関わる場合のほかは他国の国籍の存否を判断する立場にない」との日本政府の立場（いわゆる蓮舫事件において法務省はかかる立場から、蓮舫議員が外国籍を有するか否か、有するとしていざれの国籍であるかについて見解を示さなかった。）を前提とするならば、日本国籍を有する複数国籍者に対する外交保護権の衝突が問題になったときは、日本政府は相手国の当該人物に対する対人主権を争うことはできないから、上記のルールに従うほかない。そしてそのような対応は、憲法の基本原則であり日本政府の指針である「国際協調主義」に合致するものである。

エ よって、日本と他国の複数国籍者についてその相手国との間に外交保護権の行使に関する問題が生じたときは、日本政府が国際法に則って対応しようとするならば、上記のルールに従う以外の選択肢は存在しない。

オ より現実的に考えてみるならば、日本国籍と他国籍を有する者に対して当該他国が侵害行為を行うのは、その侵害行為の対象が当該他国内に存在する場合である（本人の生命身体に対する侵害の場合は本人が当該他国に在住すること、本人の財産に対する侵害の場合は本人の財産が当該他国内に存在することが当然の前提となる）。当該他国にとって自国の領域内にある自国民の生命身体財産に対する法令に基づく侵害行為は純然たる国内問題である。

これに対して日本政府が不服を申し立てることは、当該他国からすれば内政干渉にあたり、さらに外交保護権の行使となれば国家間の外交上の問題となることは明らかであって、生命身体が重要な法益であるといつても、国籍国による自国民に対する個別の法令適用の事案に対して、これを外交問題化することは現実には考えにくい。

実際、過去に、日本国籍のみを有する者が外国で薬物事犯として逮捕・起訴され、当該国の法令に基づき死刑判決を受けた（日本の常識では行為と刑罰の均衡を明らかに失し、罪刑均衡の原則に反すると考えられる。）ときですら、これに対して日本政府が外交保護権行使することはなかった。

このようなことから考えるならば、自国民が外国から生命身体財産の制限を受け、これに対して日本政府が外交保護権行使する場合というのは、その者の生命身体財産の侵害が一個人の問題にとどまらず、当該相手国との外交関係を損ねることもやむなしと日本政府が判断するほど重要な日本の国益を著しく害する、という事態に限定されるであろう。そして、そのような事態が複数国籍者一般に発生するとは到底考えられない。

(3) 次に②については、例えばA国籍とB国籍を有する者がC国から権利侵害を受けた場合に、A国あるいはB国はC国に対して自国民保護を理由に外交保護権行使できるか、逆にC国はA国あるいはB国の主張に対してどのような抗弁を提出できるか、という問題である。

このケースについては、ノッテボーム事件（1955年）で示された「実効的国籍の原則」が国際慣習法となっていることは、既に原告ら準備書面（1）17頁以下で述べた通りである（甲27（117頁）、甲31（32頁～35頁））。これについても、日本政府がこのルールを無視して第三国に対し実効的な日本国籍を有しない者について外交保護権行使しようとしても、国際社会に通用しない主張として排斥されるのみである。

（4）被告は、「問題は、これら重国籍による弊害というものについて、原告らが主張するように、現在の国際化社会において、我が国について条約等によって果たして完全な解決が図られているかということにある。」と反論し、特に日本とアジア諸国との関係について云々と主張する（被告準備書面（1）25～26頁）。

しかしながら、原告らが主張するのは、複数国籍者に対する外交保護権の衝突は国際慣習法による解決のルールが存在する、ということであり、日本が外交保護権の衝突の回避のためにこれから諸外国と個別に条約を結ばなければならない、と主張するものではない。この点で被告の反論は的外れであり失当である。

（5）ア また、被告は「問題が発生した場合にそれを解決するルールはいまだ完備している状況にはないし、仮に事後的な解決のルールがあったとしても、問題の発生を事前に防止・解消するためのルールが不要ということになるものではない。」と反論する（被告準備書面（1）26頁）。

イ しかし被告自身も、これまでに複数国籍者に関する外交保護権の衝突という事態が発生したことがないことを否定していないし、そのような事態に陥るおそれのある状況が生じたこともないと推測される。要するに被告の主張は、机上の議論であって、現実的・具体的な危険性に基づく反論とは言い難い。

ウ もちろん、外交保護権の衝突を解決するルールが国際慣習法上存在するからといって、係る紛争が発生する可能性が一切ない、ということにはならないことは自明である。それは刑法を策定したからといって刑事犯罪がなくならないのと同義である。しかも、国家間の紛争に関しては、紛争関係国に対して解決基準となる国際法規を強制する機関が存在しないことから、確立した紛争解決ルールが存在するにもかかわらず当事国がこれに従わないために紛争解決が実現しない、という事態が往々にして生じるのも現実である。

しかしながら、そのような事態は複数国籍者に関する外交保護権の衝突の場面においてのみ発生することではなく、国家間の主権が対立するあらゆる場面において生じ得ることである。複数国籍者に対する外交保護権の衝突の場面のみを取り立てて重大視したり、かかる事態を未然に回避するために複数国籍を防止解消すべき（そのために日本側がなし得ることは日本国籍を喪失させることしかない）特別の必要性があるとはいえない。

エ また、1984年の国籍法改正によって複数国籍の発生が正面から容認されて以降、今日までの35年間の間、延べ数で100万人を優に超える複数国籍者が発生したであろうにも関わらず、それらの者を巡って外交保護権が衝突し国際問題化したという事案はただの1件も発生していない。のみならず、旧国籍法及び1984年改正前の現行法の下でも複数国籍者は発生しており、しかも当時は今日よりも複数国籍の防止解消を求める圧力は国際的にも強かったものと推測されるが、それにもかかわらず、この間にも日本と外国との間で複数国籍者に対する外交保護権の衝突が外交問題となった事例の存在を聞かない。

そして、前述したとおり、複数国籍である一個人について外交保護権が衝突するような事態が発生したとしても、それが日本の重要な国益に

対する看過し得ない侵害行為にあたるものでない限り、少なくとも日本政府が外交上の危険を冒してまで外交保護権を行使することは現実にはあり得ず、その者に関する個別の事案として解決されるであろう。

したがって、「将来起こるかも知れない外交保護権の衝突を未然に防止するために複数国籍を防止解消することが必要である」との被告の主張は根拠がない。

(6) 以上の通り、これまでの状況を見る限り複数国籍者について日本と他方国籍国若しくは第三国との間で外交保護権の衝突という問題が生じる可能性も、複数国籍自体を解消しなければそのような問題の回避あるいは問題解決が困難となる可能性も、決して高くはないということができる。現行国籍法は、このように発生の可能性が決して高くない弊害のために国民の国籍自由の原則の保障を制限することをしない、という立法上の方針に基づいて策定されているものである。

(7) 【求釈明】

複数国籍の防止解消は複数国籍による弊害の発生の防止を目的とするものであるから、複数国籍の防止解消の必要性の度合いは、弊害の発生の現実的な可能性及び弊害の重大性によって左右される。そこで、日本国籍と外国籍の複数国籍者の存在によって具体的にどのような外交保護権の衝突の問題が生じ、それがどのような問題を発生させ、その解決のために複数国籍自体を防止解消することが必要やむを得ないのか（複数国籍の防止解消以外に外交保護権の衝突を回避しあるいは解決する方法はないのか）を明らかにする必要がある。

については、これまでに、複数国籍者に関し日本と外国との間で外交保護権の衝突について具体的に問題となった事件があるのであれば、その具体的な内容を示されたい。

3 兵役の衝突について

(1) まず、徴兵制度を持たない日本と外国との間で、兵役義務の衝突が生じる余地がないことは、被告も認めるとおりである。

(2) ただし、日本が兵役義務を定める他国に対して自衛権行使せざるを得ないような事態になった場合に、日本国籍とともにその相手国の国籍を有する複数国籍者は、日本の方針に従って相手国への兵役を拒否するか、逆に相手国の方針に従って日本に対し相手国の兵役義務を履行するかの選択を余儀なくされることがあり得る。そして前者の場合には、相手国との関係で兵役義務違反になるというジレンマに立たされることとなる。

被告は、このような事態に陥らないために、複数国籍を予め解消しておく必要がある、と主張する。

しかしながら、このような場合にどのように対処するか（日本に残って相手国の兵役を拒否するか、相手国に帰国して日本への武力行使に参加するか）は、基本的には当該複数国籍者本人が選択し判断すべき問題である。

その者が日本国内に在住し、日本に対しより強い愛着を覚える等の理由で日本政府の方針に従う意思を有するならば、相手国における兵役義務違反を覚悟で日本国内に残る選択をするであろうし、場合によっては将来、兵役義務違反を問われないように相手国の国籍を離脱することも検討するかもしれない。逆に相手国に対してより強い帰属意識を感じたならば、相手国に帰国した上で本人の選択する行動を取るであろうし、その時は相手国への忠誠心を示すために日本国籍の離脱を選択する可能性もあり得る。

いずれにしても、相手国の兵役義務との調整をどうするかは基本的には個人の選択の問題であり、こんにちの日本において複数国籍の防止解消の合理的理由とはなり得ない。

(3) なお、被告は、日本に在住する複数国籍者が相手国の方針に従って日本に対し相手国の兵役義務を履行することを選択した場合は、その行為は日本に対する外患誘致・援助罪等となる可能性がある、と主張する（被告準備書面（1）26～27頁）。

しかしながら、複数国籍者についてこのような事態を懸念するのであるならば、同様の事態は当該相手国の国籍のみをもち、日本に在留資格を有して（あるいは在留資格を有せずに）在留する外国人についても同様に問題となり得るはずである。言い替えれば、相手国の兵役に服する者が日本に在住することの危険性を論じるならば、それは複数国籍者だけでなく、当該国の国籍を持つ全ての者がその対象となるはずである。否、むしろ、日本国籍を有しない分、日本への帰属意識も忠誠心も薄いとされ、日本社会に危害を加える行動に出る可能性が高いと論じることも可能であろう。

しかるに、「在日外国人の本国と日本とが紛争状態になった時に、彼らが日本社会に対して害悪をもたらす可能性がある」としてこれを一般的に排除する、という議論は存在しない。にもかかわらず、何故に複数国籍者のみを危険視するのか、被告の主張は一貫性を欠き、不合理である。

また、かかるおそれを理由にそれらの者の日本国籍を剥奪したとしても、それらの者が引き続き日本に在住する限り、被告のいうところの「日本に対する外患誘致・援助罪等に当たる行為をする可能性」は全く変わらないのであるから、被告の主張は日本国籍を喪失させる根拠として合理性を有するものではない。

(4) 上述したところから既に明らかなどおり、そもそも被告が指摘するこのジレンマの問題は、国籍に起因する兵役の衝突の問題ではなく、本人の主観的な帰属意識の衝突の問題である。そしてそれは、複数国籍者間においてのみ生じるものではなく、外国籍のみを有する者が日本に在住し生活の本拠を有する場合にも生じ得る問題である。

例えば、他国が日本に対し武力行使を行い、これに対して日本が自衛権を行使せざるを得ない事態に至った場合において、当該他国の国籍のみを有して日本に滞在する者も、このまま日本に滞在して武力紛争への参加を忌避するか、本国に帰国する（兵役のある国であれば、帰国して日本に対する武力行使に参加する、あるいは兵役を拒否する）か、の選択をしなければならない。その者が「永住者」の在留資格を有し、長期間日本に居住してその生活の唯一の本拠が日本国内にあるような場合には、主観的な日本への愛着や帰属意識に加え、本国に帰ってもその後の生活が成り立たない可能性もあることから、本国への帰国を選択することは容易ではない。

このように、「日本に残って相手国の兵役を拒否するか、相手国に戻って日本に対する武力行使に参加するか」というジレンマの問題は、国籍に付随する「兵役の衝突」の問題ではない。

(5) なお、被告もかかる「事態が生ずる可能性は否定し難い」とするように、兵役の衝突の問題はあくまで将来の可能性として論じられているのであり、現実的・具体的な紛争発生のおそれがあるわけではない。そして仮にこのような事態が発生したとしても、それは一個人の単発の問題として解決され処理されるであろうから、そのことをもって全ての複数国籍の解消を論じるのは不当である。

(6) また、平和主義を促進する手段として複数国籍の増大を歓迎する見解が増えているが（甲93（12頁））、複数国籍者の増大は、日本が国民のレベルで諸外国と密接な関係性を持つことに繋がり、却って自衛権の行使に繋がるような国際紛争の激化を防止することが期待できる。日本と相手国の両方に帰属意識を持つ複数国籍者であれば、いずれか一方に荷担してもう一方の国を攻撃することに耐えられない気持ちになるのは当然であり、複数国籍がむしろ兵役義務の衝突に至るような国家間の対立を回避する手段となり得るのである。

(7) 【求釈明】

現行憲法下では兵役の衝突という事態は発生し得ず、また外国が日本に対し武力行使をする事態もこれまで発生していない。

については、今日多数の複数国籍者が日本国内に存在することを踏まえて、被告内部において、外国から武力行使を受けた場合の当該外国籍と日本国籍の複数国籍者の処遇や上記のような帰属意識の衝突等の問題について何らかの検討がなされたのか否か、検討がなされたのであればその具体的な内容、及び現時点での対処方法が策定されているならばその対処方法の内容を具体的に明らかにされたい。

4 納税義務の抵触について

(1) 原告が準備書面(1)19頁で主張したとおり、こんにち、いずれの国でも納税義務は国籍から自動的に発生するものとは理解されておらず、法律で誰にどのような基準で賦課するかを定めることによって、はじめて具体的な納税義務が発生する、と理解されている。そして現実には、居住する場所において住民税に属する税が課され、所得の発生した場所において所得税に属する税が課されている。

周知の通り、日本の税制において、日本国籍を有することを納税義務の根拠とする議論は存在しないし、日本国籍を有することを理由に税を課する制度も存在しない。また、日本国内で発生した収益については、その収益を得る者の国籍の如何にかかわらず、その者が所得税を課されることになっている。

被告自身も、1984(昭和59)年4月3日衆議院法務委員会において、「税金その他の関係につきましてはそれぞれ大体所得の生じたところで課税されるということでございますので、それほど差異はなかろうかと思います」と答弁しており(枇杷田政府委員の答弁、甲95(2頁第1~2段))、複数国籍によって課税・納税上の問題が生じないことを認めているものである。

こんにち国際社会で問題となっている二重課税や外国での収益に対する課税の問題は、いずれも法人を対象とするもの（前者は複数の国に関連する法人を設立してそれぞれの国で利益を得る多国籍企業に関する問題、後者は一国に本社を置きながらインターネットを利用して全世界で事業を行い利益を上げる企業に関する問題）であり、個人の国籍とは全く無関係であることはいうまでもない。

(2) なお、米国の税法は、米国籍者に対して、その居住国に関わらず毎年その所得を米国政府に申告する義務を課している。

しかしながら、これは米国の税法が米国籍を保有する者に対して所得の申告義務を課しているために発生する義務であって、国籍の本来的属性として当然に発生する義務ではない。しかも上記の通り米国は世界中の米国籍者に対して所得の申告義務を課してはいるものの、その者が居住地で支払った税金については控除をするなど、二重課税とならないように調整をしている。

このように、米国のみが例外的に自国民に対して所得の申告義務を課していること、二重課税に配慮して対応がなされていること、等の事実は、むしろ納税義務が国籍の本来的属性として当然に発生するものではないことを示しているのである。

(3) 被告は、準備書面（1）27頁で、「全ての国家が重国籍者に対する二重課税を避けるべく、調和的に租税立法を行うのでなければ、納税義務の衝突といった事態は避けられない。」と主張する。

しかしながら、上記の通りそもそも各国の租税は国籍を基準に課税されていないし、国籍から自動的に納税義務が発生するという思想にも立っていないから、被告の主張は全くの誤りである。

(4) 【求釈明】

我が国において、日本国籍と外国籍を有する複数国籍者について、複数国籍を理由とする二重課税という事態が発生しているか否か、発生しているのであ

れば具体的にどの国との間で発生しているか、その際の課税の根拠となる日本及び当該外国の法令について具体的に示されたい。

5 適正な入国管理の阻害について

(1) 被告は、「各国において別個の氏名により国民として登録されることも可能であり、別個の旅券を行使し得るから、個人の同一性の判断が困難となり、場合によっては、適正な入国管理が阻害される」という事態も生じ得る」（答弁書34頁）、「重国籍者が他方国籍の旅券を使用して本法から出国し、日本の旅券を使用して帰国した場合、出国及び入国をした者が同一人物であることが確認されていなければ、出入国記録から当該重国籍者の出入国の事実が明らかにならず、適正な出入国管理が阻害されることは明らかである。」（被告準備書面（1）28～29頁）と主張する。

しかしながら、ここでいう「適正な出入国管理」が具体的にどのような内容を指すのであるか、被告は明らかにしていない。

(2) 「出入国管理及び難民認定法 逐条解説 改訂第四版」（坂中英徳他・甲96）によれば、「出入国の管理」とは、「日本に入国するすべての人の入国の管理、日本から出国する全ての人の出国の管理及び日本に在留する外国人の在留の管理（退去強制を含む）を行うことをいう。具体的にいえば、日本への入国が禁止される外国人が日本の領域内に入った場合に出入国管理上の必要な措置をとること、日本に上陸しようとする外国人の身分事項・入国目的等を審査し、一定の基準に基づき上陸許可または退去命令の処分を行うこと、日本に在留する外国人の在留状況等を審査し、その在留期間の更新等の許可又は不許可の処分を行うこと、日本国にとって好ましくないと認められる外国人の日本からの退去を強制すること、及び日本から出国しようとする外国人の身分事項等を審査し、その出国の事実を確認することである。また、日本から出国し又

は日本に帰国しようとする日本人の所持する旅券を審査し、その出国又は帰国の事実を確認することである。」とされる（5頁）。

そして出入国の「公正な管理」（入管法1条）とは、「人の出入国に関し、入管法に定める要件に該当しているか否かを審査し、所定の行政処分を公平かつ適正に行うこと」をいう。「公正な管理」には、行政処分が公平かつ適正に行われることに加え、適正手続が確保されていることが含まれる。」とされる（同書6～7頁）。

（3）これを敷衍して述べるならば、以下の通りである。

ア まず、外国人に対する適正な入国管理とは、

- ① 入国に関して、（ア）旅券と本人の同一性の確認、（イ）入国の許可に必要な条件を満たしているかの審査、（ウ）法定の上陸拒否事由に該当しないかの審査
- ② 在留期間中に関して、在留期間更新や在留資格変更等の審査
- ③ 出国に関して、（ア）法定の退去強制事由に該当する者の退去の強制、（イ）出国の確認

等の管理を主たる内容とするものである。

イ 他方、日本国民に対する適正な出入国管理については、「日本人の日本からの出国と日本への帰国は、日本国民が有する憲法上の権利として保障されている。このように出国・帰国の権利を有する日本人と、本来的に入国・在留の権利を有しない外国人と同じ出入国管理の下に置くのは適当ではない。そこで、入管法は、外国人の出入国管理に関する規定の置かれている章とは別立てとして、本章において日本人の出国及び帰国の手続について規定したものである。」とされており（甲96（771頁））、日本国民に対する出入国管理とは、居住移転の自由及び出入国の自由が憲法上保障されている（22条1項、2項）ことを前提に、出国及び入国の事実の確認並びに出国時・入国時に有効な旅券を所持することの確認にとどまる（入管法60条・61条）。

(4) このように、適正な入国管理と言っても、外国人に対するそれと日本国民に対するそれは全く異なる内容を持つのであり、両者を一絡げにして論じる被告の論法は粗雑である。

(5) そして、被告が準備書面（1）29頁で指摘する、「重国籍者が他方国籍国の旅券を使用して本邦から出国し、日本の旅券を使用して帰国した場合、出国及び帰国をした者が同一人物であることが確認されていなければ、出入国記録から当該重国籍者の出入国の事実が明らかにならず、適正な出入国管理が阻害されることは明らかである。」との点については、そもそも入管法は、そのような場合、つまり日本国籍者が外国旅券を用いて出国後日本旅券で入国した場合の同一性の確認を予定していないものというべきである。

と言うのは、外国人の入国に際してその者の過去の出入国歴を調べるのは、過去に退去強制歴など法定の上陸拒否事由に該当する事由の有無を判断し、これらに該当する外国人の上陸を阻止するためである。しかるに、日本国籍を有する者が日本に入国（帰国）する際には、これを拒否することはできない（憲法22条1項、2項）。したがって、過去に出国した外国人と今回入国する日本人の同一性を確認することが「適正な入国管理」のために必要、との被告の主張には根拠がない

(6) また、現実の出入国の場面を考えても、複数国籍者が日本と他方国籍国を移動する際には、日本への入出国の際には日本旅券を提示し（従って日本には「日本国民」として在住していた）、他方国籍国への入出国の際には他方国籍国の旅券を提示する（従ってその国には自国民として在住する）、という旅券の利用の仕方をするのが一般的であり、日本の入国管理当局も、少なくとも日本側としてはこのような旅券の提示の仕方で問題ない、との対応をしている。

そもそも、「外国旅券で出国し、日本旅券で帰国する」というのは、その前に外国旅券で入国していることを前提とするが、日本国籍を有するにも関わら

ず、わざわざ外国人として上陸審査を経て日本に入国し、在留カードを取得し、その後も在留資格の更新・変更など煩わしい手続を行い、転居や身分関係の変更の度に在留カードの変更申請を行い、転職すると入国管理局に報告し、交通事故でちょっとした怪我を相手に負わせただけで退去強制処分に付されるリスクを負いながら、外国人として日本で生活することのメリットはない。

したがって、「複数国籍者が外国人として日本に入国・滞在し外国旅券で出国する」という被告の想定事例は非現実的である。

(7) なお、被告が準備書面(1)で言及していない、日本国籍と外国籍の複数国籍者が一方の旅券で入国し他方の旅券で出国する場合についても、念のために検討する。

まず、日本旅券で入国し外国旅券で出国しようとする場合、当該外国旅券による入国記録は存在しないから、本人は他人名義旅券による不法入国あるいは密入国を疑われることになり、それに対し本人は当然に自身が日本国籍を有すること及び日本旅券で入国したことを申告するであろうから、その同一性は確認される。

他方、外国旅券で入国し日本旅券で出国する場合、その同一性は確認できないが、その場合に生じるのは「統計上不法残留に載ってしまう」ということだけで何ら実害はないことを被告自身が認めている(甲41・10頁第2段の河野法務副大臣の答弁。原告ら準備書面(1)20頁)。

このように、複数国籍者が入国時と出国時で日本旅券と外国旅券を使い分けたとしても、適正な入国管理を阻害する事態は発生しないことが明らかである。

(8) こんにち、およそ90万人の複数国籍者が存在し、かつて複数国籍であった人も含めれば、優に100万人を超える数の複数国籍者が存在していた。これらの中には日本と他方国籍国の旅券を保持し、両方を利用して行き来していた人も多数あったであろうと推測される。またこんにちでも、おそらく年間に何

万人という複数国籍者が、日本と外国の双方の旅券を使用して、日本からの出国・日本への入国を行っている。

しかるにこれらの人について、同一性の確認が為されないことによって「適正な出入国管理」が阻害され、重大な問題が生じたという事例は聞かない。また仮にそのような事態が発生している、あるいは発生する重大な懸念があるのであれば、複数国籍を防止解消するよりも、複数国籍者のリストを作成することによって同一性を確認することの方がよほど現実的な対応である。にもかかわらず、被告はそのような対策を一切取っておらず、また今後このような対策を取る気配も皆無である。

この点からも、複数国籍者について適正な出入国管理が阻害されるという懸念は、単に机上の議論に過ぎず、現実には被告はこのような懸念を全く有していないことが明らかである。

(9) 以上の通り、被告の言う「適正な出入国管理の阻害」を裏付ける具体的な事実は皆無であるばかりか、被告が言う「適正な出入国管理」の具体的な内容すら不明である。

被告の主張は、要するに外国旅券で出国する者と日本旅券で入国する者の同一性を把握しておきたい、というだけのことであり、それ以上の理由も目的も存在しない。単に把握することだけを内容とする被告の「適正な出入国管理」は、入管法が予定するものではなく、その主張は失当である。

(10) 【求釈明】

複数国籍者が他方国籍国の旅券を使用して日本から出国し、日本の旅券を使用して帰国したことによって、適正な出入国の管理が阻害され、具体的な問題が発生した事例があれば明らかにされたい。また、その際の「適正な出入国の管理の阻害」とは、単に人物の同一性が確認できないことの他に、どのような具体的な弊害が生じたのかも具体的に明らかにされたい。

複数国籍者が出入国する際の人物の同一性の確認を目的として、日本国籍と外国籍の複数国籍者のリストを作成しているか否か、明らかにされたい。また、かかるリストを作成していない場合には、その理由について明らかにされたい。

6 重婚の発生について

(1) 日本人同士の重婚の発生が希有な現象であるのは、日本においては婚姻届の提出が婚姻の成立要件である（民法739条、戸籍法74条）うえ、婚姻届の提出後速やかに両当事者の戸籍に婚姻の事実が記載されるため、法律上は婚姻が成立しているが戸籍上の記載は独身である、という状態がほとんど存在し得ないからである。

これは、日本人と外国人の婚姻であっても、日本国内で婚姻届が提出される場合には全く同じであり、少なくとも日本人配偶者について重婚をする余地はほとんどない。

(2) しかしながら、日本人が外国で婚姻をする場合には、その国で婚姻が成立したときに日本法上も有効な婚姻が成立する（法の適用に関する通則法24条2項）が、その婚姻が当事者によって日本人配偶者の本籍地に届けられ（報告的届出）戸籍に記載されるまでに時間的なずれが生じる。そのため、法律上は婚姻は成立しているが戸籍に記載されていない（戸籍上は独身）という状態が発生する。この時に、婚姻が記載されていない戸籍を独身証明書ないし婚姻要件具備証明書として利用して別個の婚姻をすれば、日本国籍しか有しない者についても重婚が発生する。

このような重婚は、複数国籍であるために発生するのではなく、上記の通り外国で行った婚姻が速やかに日本に届けられ戸籍に記載されないために発生するのである。

したがって、上記のメカニズムで生じる重婚と複数国籍とは全く無関係である。

(3) 被告は、「重婚は、一夫一婦制に背反する事態であり、…重国籍の発生という事象こそが、そのような事態を生じさせている原因となっていることは事実である。」「重国籍の発生が重婚発生の要因の一つである」と主張する（被告準備書面（1）29頁）。

しかしながら、被告の主張は、上述した重婚が発生するメカニズムの実態を無視した、誤ったものである。

(4) ちなみに、上述のメカニズムで重婚となる事態は、日本人配偶者側が意図的に作り出すものばかりではない、

例えば、宗教婚が正式な婚姻の手続とされている国において、日本人配偶者がそれを単なるセレモニー（日本における「教会での結婚式」のようなもの）と誤解し、婚姻が成立したことを認識していないために日本に婚姻の報告的届出をしなかった、という例もある。

また、外国に生活の本拠を置いているために日本の本籍地に婚姻の報告的届出をする必要性を感じず、放置したまま長年経過した後に、外国人配偶者の婚姻が破綻して、婚姻関係を解消しないまま日本に帰国したが、外国での婚姻の成立を証する書面を持参せず、また既に破綻した婚姻を戸籍に記載する必要も感じなかつたために、報告的届出をしないままに新たな婚姻を成立させてしまう、という場合もある。

このような具体的な状況を見ても、重婚の発生が複数国籍と無関係であることは明らかである。

(5) 確かに、複数国籍者は婚姻法についても複数の法制度に服する。しかしながら、一方の法制度に基づく結婚と他方の法制度に基づく結婚が、全く別個に成立し、その結果重婚が不可避的に発生するかのような被告の考え方は明らかに誤りである。

複数国籍者であっても、所属国のうちの一つの婚姻法に基づいて成立した婚姻は、他方国の婚姻法に抵触しない限り有効であり、当然にその国に届出をする義務が発生する。

例えば、日本国籍と外国籍の複数国籍者が当該外国の婚姻法に基づいて婚姻を成立させた場合、それが通則法24条に基づき有効なものであれば、当然日本の本籍地に報告的届出をしなければならない。このときに「他国の婚姻法と日本の婚姻法は別個の法制度であるから、他国の婚姻法で婚姻をしても日本の民法上は独身である」などと論ずる者はいないし、そのような主張を被告自身が容認するとも考え難い。

したがって、複数国籍者が相手国の婚姻法に基づいて婚姻した場合でも、それが日本の法律に照らして有効であれば日本においても有効な婚姻と認められ、その者は本籍地に届出をする義務が発生する。この届出をしない状態で更に婚姻をすると重婚となるのであり、これは日本国籍のみを有する者に重婚が生じる場合と全く同じ構造である。

(6) 中には、複数国籍の他方の国の婚姻法に基づく婚姻が日本の法律上有効と認められない場合がある。

例えば、他方国の婚姻法が一夫多妻制を認めており、日本国籍とこの国の国籍を有する男性が2人目の妻と婚姻をする場合、他方国の法律では有効な婚姻であっても、日本の民法上はまさに重婚となり認められない（同様の事態は複数国籍の女性についても発生しうる）。

しかしこれは当該本人が複数国籍者でなくとも、婚姻の相手方の国の法律がそのようなものであったならば（例えば男性の本国の婚姻法が一夫多妻を認めていたならば）、その婚姻は相手方の国の法律上は有効だが日本の法律上は無効となるのであり、これもまた複数国籍でなくても発生する事態である。

(7) 以上の通り、重婚の発生原因は複数国籍とは全く無関係であり、これを結びつけて論じる被告の主張は誤りである。

(8) 【求釈明】

複数国籍者であるために重婚が発生した（複数国籍でなければ重婚が発生し得なかつた）事案について、具体的な事件があつたのであればその内容とともに明らかにされたい。

7 単一国籍者が得られない利益を享受する者の発生について

（1）被告は、複数国籍者は「その属する各国において国民としての権利を与えられ、複数の本国に自由に往来居住し、各々の国で社会保障の利益、経済活動の自由を享受し得ることになるが、それは单一の国籍のみを有する者には与えられない利益であり、保護に値する利益とは言えない。」（答弁書34頁）、「外国国籍に加え、日本国籍をも二重に保持することにより享受する権利利益を保持することが、我が国の憲法によって保障されているものとは解しがたい。」（被告準備書面（1）30頁）、と主張する。

しかしながら、被告がこの批判によって何を言わんとするのか、その趣旨は全く不明である。

（2）日本と外国の複数国籍者が、日本国民としての権利を与えられ、日本を自由に出入国し日本国内に居住し、日本国内でその地位や負担に応じた社会保障の利益を享受し、また経済活動の自由を享受しうるのは、その者が日本国籍を有し、憲法や法律が日本国民に対して自由や権利を保障しているからである。

他方、その者が他方国籍国において自国民としての権利を与えられ、その国を自由に入り出し国内に居住し、その国が設ける社会保障の利益を享受し、経済活動の自由を享受しうるのも、その国の法律が自国民に対して権利や自由を保障していることの結果である。

他国が自国民に保障する権利や自由について、日本の憲法が保障するとか保障しないとかを論じることは全く意味がない。複数国籍者は、それぞれの国において提供される便益を享受するとともにそれぞれの国において課される義

務を負担するのであり、单一の国籍のみを有する者と異なるのは当然であるが、それだけのことである。それを「保護に値しない」「我が国の憲法によって保障されているものとは解しがたい」とするのは、あたかも他の法律による権利利益の享受や義務負担に日本政府が介入するかのようで、全く論外の議論である。

(3) あるいは被告の言わんとするところは、既に外国においてその国の国民としての便益を享受している以上、更に加えて日本国籍を保有させることによって日本の憲法や法律が保障する便益を享受させる必要はない、ということかも知れない。このような主張を前提とするならば、複数国籍者が有する日本国民としての権利利益は法律上の保護の対象ではなく、外国籍者がたまたま日本国籍をも保有することにより日本人に対して与えられる便益を事実上享受しているに過ぎないのであるから、これを制限・剥奪したり、さらには複数国籍者の日本国籍を剥奪することも国家の裁量（国会の立法裁量）によって自由に行うことができる、ということになる。

しかしながら、国籍が「我が国構成員としての資格であるとともに、我が国において基本的人権の保障、公的資格の付与、公的給付等を受ける上で意味を持つ重要な法的地位」（最高裁平成20年大法廷判決）であることを考えるならば、複数国籍者の日本国籍を自由に剥奪することができる、とする考え方が誤りであることは明らかである（甲93（9頁～11頁）、原告ら準備書面（4）第3～第6）。また、1984（昭和59）年改正において国籍法が複数国籍の発生を広く認め、国籍選択制度によって複数国籍の解消を本人の意思に委ねた国籍法の精神、さらに本人の意思を尊重して選択催告制度も運用していない被告の複数国籍に対する姿勢と真っ向から矛盾するものである。

(4) 被告は、1984年4月6日衆議院法務委員会における星野英一参考人の説明や、国籍法改正に関する中間試案をめぐる座談会における塩野宏教授や林良平名誉教授の発言を引用して、「重国籍を保持することにより享受する利益を

保護することの是非については、…中間試案をめぐる意見交換や国会審議の中でも、懷疑的な意見が表明されていた。」と主張する（被告準備書面(1)30頁乃至32頁）。

しかしながら、上記の星野・林両教授は1984（昭和59）年国籍法改正の際の法制審議会国籍法部会のメンバーであったのであり、国籍法改正作業の最初の一歩目からその作業に関与されてきた方々である。これらの方々が、中間試案策定まで、またその後の国会審議を経て改正法成立までの間に、その考え方とされるところを示されて縷々議論された結果、改正国籍法が成立したものである。そしてその内容のうち複数国籍の防止解消に関する政策の点について見るならば、既に繰り返し指摘しているとおり、改正国籍法は、複数国籍の発生を広く認めた上で、その解消は本人の意思に基づく国籍選択による、という政策を採用したものである。またその後の運用において、被告自身が、本人の意思によらずに日本国籍を喪失させる選択催告は行わないという政策決定を行っているのである。これらの複数国籍に対する政策及び運用は、被告が指摘する各発言にもかかわらず、「複数国籍者の日本国籍を保持する権利ないし日本国民としての権利利益は、当然に保護に値するものであり、日本国籍を保持するか離脱するかの選択は本人の意思を尊重すべきである」との思想に立脚していることは明らかである。

以上の通り、「複数国籍の解消は本人の意思に基づきその実現を図る」というのが、上記の発言を踏まえつつ立法府が採用した複数国籍に対する政策である。したがって、法改正の過程で述べられた上記の各発言を引用して複数国籍が保護に値しない云々と論じるのは（しかも複数国籍の何が法的保護に値しないとするのか不明である）、既に克服された議論の無意味な蒸し返しであり、現行法の国籍選択制度を批判する以外に何の意味も持たない主張である。

(5) 「単一国籍者が得られない利益の享受」という被告の主張は、結局、複数国籍者の中の日本国籍あるいは外国籍の存否を左右しうる法的な主張ではなく、日本にはまだ日本国籍のみを有する単一国籍者が大半であることを前提とした、感情論に過ぎない。これをもって複数国籍の弊害とする法的な根拠たり得ないことは言うまでもない。

8 小結

以上の通り、被告が複数国籍の弊害として主張するところを子細に検討すれば、それらはいずれも、抽象的・観念的なおそれであり、必ずしも重大な不利益を発生させる現実的・具体的危険性を有するものとは言い難いことが明らかである。国籍法が一方で複数国籍防止解消という立法政策に立脚しつつ、他方で複数国籍の発生を（いったんは）広く認めたり、国籍選択によっても最終的に複数国籍の状態が存続するような仕組みを容認しているのも、このように複数国籍による弊害といわれるものが現実的・具体的なものではなく、実際にもこれまで複数国籍に起因する重大なトラブルが発生した事実がない、という日本政府の経験に基づく判断がその根拠にあるものということができる。

第3 複数国籍の防止や回避が国際的な原則ではないこと（被告準備書面(1)第3、2、(3)、エ（32頁乃至34頁）に対する反論）

被告は、複数国籍を肯定する国が圧倒的多数に上り、不可逆的に増え続けているという世界の現実（事実）から目を背け、複数国籍防止の要請が減退し、むしろ複数国籍を肯定する潮流が拡大している、との原告らの主張に対して、縷々反論する（被告準備書面(1)32頁以下）。しかしながら、その内容は客観的事実に反し、あるいは諸外国の法制度に関する理解を誤るものであって、いずれも失当である。

1 複数国籍を肯定する趨勢に対する被告の誤解

(1) 被告は、「諸外国において重国籍の弊害が重国籍防止以外の方法により解決されたとしても、それは、望ましくない重国籍をどのような方策により解消するのかという問題であって、単に我が国の戸籍制度のような優れた国民把握のシステムが構築されていないために、で重国籍防止の法制をもって解決するのではなく、個別的な問題の処理という方向で解消することとしたにすぎ」ない、と主張する（被告準備書面(1) 33頁）。

この主張は、要するに、諸外国では複数国籍を効果的に把握しその発生を防止しあるいは解消する方策を持たないため、やむを得ず複数国籍の発生と存続を容認し、その代わりに別の方法で複数国籍による弊害の防止を図っている、これに対し日本においては戸籍制度によって複数国籍の把握が可能であるから複数国籍の発生防止や解消を効果的に行うことができる、したがって諸外国が複数国籍を肯定しているからといって日本もこれに同調しなければならない理由はない、とするものと解される。

(2) しかしながら、複数国籍防止解消という方針を緩和し、複数国籍を肯定してきた諸外国の法制は、複数国籍を防止解消することは不可能であるからこれを断念したのではない。複数国籍によって生じるとされる弊害が実は重大なものではなく、全ての重国籍者の国籍を剥奪してまで追求する必要性がないことが明らかとなったことが複数国籍を肯定するようになった理由の一つであり、もう1つは、複数国籍を認めることが本人の利益であるのみならず国家にとっても利益であると考えられるようになったからである。

具体的な例を挙げるならば、法11条1項と同じ「外国籍の任意取得による自国籍の喪失」の制度は、これを設けておきさえすれば自動的に複数国籍の発生が防止できるのに、諸外国は次々とこの制度を廃止している（マーストリヒト大学の調査報告・甲97の1、甲97の2。近藤敦・甲93（6頁））。こ

れはこの制度による複数国籍発生防止の実効性がないからではなく（自動的に複数国籍の発生が防止されるのだから最も実効性が高いと言うことができる）、まさにこの制度によって自国籍を喪失させること自体が望ましくないと判断されたからに他ならない。

また、国友論文（甲92（22頁～26頁））においても、1993年のストラスブル条約改正に際して複数国籍を認めることが社会の統合のために望ましいと判断されたことが指摘されている。

世界的な複数国籍肯定の傾向の底流に、上記のような複数国籍それ自体を積極的・肯定的に評価する考え方があることは、その他様々な文献でも指摘されているところであり、もはや常識的な理解と言ってよい。被告の上記主張は、このような常識的理解をも欠くものであって、失当と言わざるを得ない。

(3) ア 被告はまた、我が国の戸籍制度が「優れた国民把握のシステム」であり、このようなシステムがない諸外国では複数国籍防止の法制をもって解決することが困難である、と主張する。その趣旨は上述の通り、我が国には戸籍制度があるから複数国籍者の把握は十分に可能であり、したがってその防止解消も可能である、と主張するものようである。

確かに、自国民が他国の国籍を有するか否か、有するとしてどの国籍を有するかをすべての国民について正確かつ継続的に把握することは容易ではなく、現実にこれを行おうとすれば非常に大きな経済的社会的コストを伴う。しかしながら、そのような事情は戸籍制度を有する日本においても全く同じであり、「戸籍制度によって複数国籍者の把握が十分に可能である」との被告の主張は、詭弁に等しいといわざるを得ない。

イ 戸籍自体から直ちに複数国籍の有無が判明するものではないこと、また戸籍を手掛かりに複数国籍の有無を調査するにも相当の手間を要することは、以下の点から明らかである。

- ① 戸籍は、当該本人が外国籍を有しているか否か、またその国名について記載することを予定していない（戸籍法13条、戸籍法施行規則30条及び同35条）。したがって、戸籍を一瞥して直ちにその者が複数国籍者であるか否かを判別することはできない。
- ② 本人が嫡出子であり、両親の一方が外国籍者である場合には、その者は日本国籍の他に外国籍を有する可能性がある。しかし外国籍の親の本国の国籍法が生地主義を採用している場合には、本人の出生場所によっては外国人親の国籍を取得してない可能性がある。この点を明らかにするためには、本人の出生年月日、出生場所を戸籍から確認した上で、本人の出生当時の外国人親の本国の国籍法の規定を調査する必要がある。
- ③ 本人が嫡出子であり、両親の一方が外国籍者である場合において、本人が日本国内で出生した場合に出生により外国人親の国籍を取得しているか否かは外国人親の本国の国籍法の規定による（国によっては外国で出生し外国籍を取得した子について出生による国籍取得を認めない法制をとるところがある）。したがって、この点に関しても外国人親の本国の国籍法を調査しなければ、本人が複数国籍であるか否か否かを判断することはできない。
- ④ 国によっては、外国で出生し外国籍を取得した自国民の子についても、一定の期間内に出生の登録をすれば出生により自国の国籍を取得する、との制度を有するところがある（被告によれば、少なくともペルー、アルゼンチン及びスリランカはこのような制度を採用している、とされる。甲98・戸籍時報No.722(H27.2)72頁以下、甲99・戸籍時報No.734(H27.12)66頁以下、甲100・戸籍時報No.738(H28.4)74頁以下）。これらの国の国籍を有する者と日本人との夫婦の嫡出子が日本で出生した場合、本人がこれらの外国籍を有するか否かは、出生

年月日及び出生場所を戸籍で確認した上で当該外国の国籍法を調査する必要があるのみならず、その後本人について当該外国への出生登録の手続が行われたか否かも調査しなければ明らかにはならない。さらに本人出生後のある時点での本国への出生登録が為されていないとしてもその後に出生登録をすることによって生来的に国籍を取得する可能性があるのであるから、同国の国籍法が出生登録による国籍取得の要件として定める「一定の期間内」（例えばペルーについては未成年の間、アルゼンチンについては18歳未満、スリランカについては1年または大臣が認める期間、とされている）に出生登録の手続を行ったか否かを繰り返し確認する必要がある。

- ⑤ 日本人父と外国人母の婚外子を日本人父が認知した上で法3条1項によって日本国籍を取得した場合、その者が複数国籍であるか否かを明らかにするためには、日本国籍取得当時の当該外国の国籍法に「外国籍の任意取得によって自国籍を喪失する」規定があるか否か、また当該規定に何らかの条件が付されている場合には当該本人がその条件に合致するか否かを調査しなければならない。
- ⑥ 日本人母と外国人父の間の婚外子が外国籍を有するか否かは、父の本国の国籍法を調査（婚姻の有無を問わず出生の事実によって国籍を取得するのか、父の認知によって自動的に国籍を取得するのか、父の認知に加え何らかの手続によって国籍を取得するのか、等）した上で、外国人父の認知の有無や必要な手続の履行の有無を調査しなければならない。但し上記婚外子の外国人父は戸籍には記載されず、また当該外国人父による認知等の身分行為が戸籍に記載されているとは限らない。
- ⑦ 外国籍の当然取得については、外国人との婚姻、養子縁組、認知、両親の帰化など当然取得の原因となり得る法律行為の有無を戸籍の記載

から調査した上で、これらの法律行為によって本人が当該外国籍を当然取得するか否かについて、当該外国の国籍法を調査しなければならない。但し、上記の外国人との身分関係が戸籍に反映しているとは限らない。

⑧ 日本国民がその国の国籍を志望取得した場合、法11条1項によつて日本国籍を喪失するが、その事実は原則として当該本人から国籍喪失届が提出されなければ戸籍に反映されない。しかもその者が外国に居住している場合、日本国外に居住する外国人には戸籍法の適用はなく、その者は（日本国籍を喪失したことによって）國籍喪失届の届出義務を負わないことになるから、国籍喪失の事実が戸籍に反映される制度的な担保がないことになる。

⑨ 複数国籍者が外国籍を離脱その他の理由により喪失したとしても、その者が外国籍喪失の届出をしなければ、单一国籍となつたことは戸籍からは分からぬ。

このように、日本国籍を有する者について複数国籍が発生または解消する可能性のある場面のいくつかを例に挙げて検討しただけでも、戸籍を一覧しただけでは本人が複数国籍であるか否かを判断することが不可能であり、時期を特定して相手国（日本）の国籍法制を調査したり、外国における認知などの法律行為の有無を調査する必要があることは明らかである。

ウ 実際には、被告はこれまで問題となつた多くの外国の国籍法上の制度について既に調査を行い、一定の見解を有しているものも少なくないと思われる。したがつて、全ての複数国籍についていちいち相手国（日本）の国籍法制を調査しなければならない、ということもないであろう。

しかし逆に被告が日本国籍との重複が生じる全ての外国の国籍法制について予め把握し理解をしているわけではないし、またその理解が正しいとも限らない。例えば上述したペルー国籍法については、被告は以前、

国外で出生したペルーカの子は出生によりペルーカ国籍を取得せず、その後に出生登録と主に行う国籍取得手続によって事後的にペルーカ国籍を取得するものであってペルーカ国籍の志望取得に該当する、としていた（甲101・戸籍時報No.698(H25.6)112頁以下）が、その後上記の通り見解を改めた。

またロシア人と外国人の夫婦の子でロシア国外で出生した者のロシア国籍の取得に関する規定であるロシア旧国籍法15条2項前段について、これが生来的取得の規定が後発的な志望取得の規定であるかが別件訴訟で争われている（東京地方裁判所平成28年（行ウ）第504号）が、被告が同規定について「ロシア国籍の志望取得の規定である」との見解を示したのは、2002年のロシア国籍法改正によって上記規定が廃止された後の、2010年8月であった（甲102・「日本国籍保持疑義者の国籍確認について（回答）」）。

このように、外国籍有無の判断のための外国法の把握と解釈が適時かつ適切になされているとすら断定できないのであり、やはり戸籍を見ただけでは複数国籍の有無を判断することはできないのである。

エ 被告は、戸籍によって複数国籍の把握が可能である、としている。しかしながら現実には、被告は日本国籍と外国籍の複数国籍者を約90万人と「推計」しているだけであり、個々人について誰が複数国籍であるかは一切把握していないのである。

オ このように、「我が国では戸籍制度という優れた国民把握のシステムがあるから複数国籍者の把握は可能であり、したがってその防止解消も可能である」との被告の主張が、全く根拠のないものであることは明らかである。被告は、戸籍制度を自ら設営するものとしてこのような複数国籍を把握する上での戸籍制度の限界を熟知しており、過去には国会でもそのことを前提とした答弁をしているにもかかわらず、本件訴訟にお

いて誤導ともいえる上記のような主張をするものであり、背信的であるといわざるを得ない。

(4) 被告は「諸外国は複数国籍者を把握することができないから複数国籍の防止を断念したが日本は戸籍制度により複数国籍者の把握が可能であるから複数国籍の防止解消によってその弊害を防止することが可能である」と主張するものであるが、その根底には、複数国籍には何の価値もないから、複数国籍を防止解消することでその弊害を防止することができるならばその方が簡便である、という発想を見て取ることができる。

しかしながら、複数国籍の肯定という国際的な潮流の背景に、複数国籍の積極的な肯定という認識の変化があることは、上述の通りである。複数国籍を容認することは本人や国家にとってマイナスではないばかりでなく、本人にとってプラスの要因であることに加え、国家にとっても肯定的な要素を持つことが承認されているのである（甲93（19頁～20頁）、甲91（376頁））。被告の主張はこの点に関する理解を全く欠如しており、複数国籍を何の有用性もない純然たる害悪としてしか捉えていないところに、決定的な認識不足・理解不足があるものと言わざるを得ないのである。

（5）【求釈明】

被告は、戸籍によって複数国籍の把握が可能であるとするが、戸籍に記載されている者が複数国籍であるか否かをどのように判断するのか、その具体的方法を複数国籍の発生理由ごとに明らかにされたい。

2 乙30号証について

(1) 被告は、乙30号証を参照して、「外国への帰化など、自己の志望により外国国籍を取得した場合に自国籍を喪失させる法制の国は、ドイツ、オランダなど多数存在している」と主張する。

(2) しかしながら、75%の国が「外国籍の任意取得による自国籍の喪失」規定を持たない・若しくは廃止していることはマーストリヒト大学の調査報告（甲97の1、甲97の2）が指摘するとおりであり、被告の主張は残る25%の国を指して「多数存在している」と強弁するものに過ぎない。

(3) また、被告の紹介内容は不正確である。まず、ドイツは、自己の志望により外国国籍を取得した場合に自国籍を喪失させない例外を設けている（ドイツ国籍法25条。スイス、EU加盟国等の市民権を取得した場合や、事前にドイツ市民権を保持することを権限当局から承認を受けている場合には、ドイツ市民権を喪失しない（乙30の4（707頁））。また、オランダも例外を設けている（甲103の1、甲103の2）。このように、被告が引用する乙30号証の「外国籍の任意取得による国籍喪失規定」に関する記述は正確とは言い難く、この記述のみに依拠して自説を根拠付けようとする被告の主張も不正確なものといわざるを得ない。

なお、乙30号証では、掲載されている国について「二重国籍を認めない」との記載がなされているものも多い。しかしながらこれらの国においても生来的な複数国籍を認めている国が多いのである（「二重国籍を認めない」との記述の趣旨は「後発的な複数国籍は認めない」との意味と推測される）、この点でも乙30号証の記述は正確性を欠く。そもそも乙30号証の文献は各国の身分関係（婚姻、離婚、出生、認知（準正）、養子縁組及び養子離縁）に関する法律要件と効果を解説するものであり（甲104（7頁））、国籍の得喪に関する記述は分量的にも内容的にも概括的なものにすぎない。原告らに比して圧倒的な調査能力と各国の法制に関する膨大な情報を有するであろう被告が、かかる文献の不正確・不十分な記述によって自己の主張を裏付けようとするのは、はなはだ疑問である。

(4) しかも、今や、外国籍を取得した者の原国籍を当然には失わせないとする法
制の国は、甲28号証の2011年時点の72%から75%に増加している
(甲97の1、甲97の2。甲93(8頁))。

これらの事実から、複数国籍肯定が世界の趨勢であることは明らかである。

3 中国・韓国の国籍法制に関する原告らの主張に対する被告の反論につ いて

(1) 被告は、原告らが、複数国籍を明文で排斥している中国の国籍法においても
複数国籍の発生を回避し得ないことや、韓国の国籍法が部分的ながら複数国籍
を容認する方向に改正されたことを指摘したのに対して、縷々反論する(被告
準備書面(1)33頁乃至34頁)。

(2) このうち、被告が「重国籍を認めない法制度下において、それが十分には遵
守されずに現実には重国籍状態が発生している場合があるという例外的状態
をもって、重国籍を容認していると要約するのは制度の正当な理解とは言い難
いものである。」と主張するのは、おそらく中国国籍法の複数国籍禁止の規定
と複数国籍の発生という現実とのかい離について言うものと推測される。

しかしながら、中国国籍法の複数国籍禁止規定と複数国籍の発生という現実
とのかい離は、被告が言うような「複数国籍禁止が十分に遵守されず現実に複
数国籍状態が発生している」という状態ではない。原告ら準備書面(1)15
乃至16頁で指摘したとおり、中国国籍法4条は、その適用の必然的な結果と
して複数国籍の発生をもたらすものであり、「複数国籍禁止が遵守されずに現
実に複数国籍状態が発生している」という、法の予定しないイレギュラーな違
法状態ではないことは明らかである。このような事態が生じうることは北京の
日本大使館のホームページ(甲39)で明確に説明されており、中国国籍法と
日本の国籍法の適用の結果として必然的に発生するものであることを、被告自
体が公式に認めているものである。

これ以外にも、法3条1項による日本国籍の取得など、中国国籍法との関係で複数国籍が発生する可能性があることは、1984年の国籍法改正直後に被告自身が刊行物において公式に説明しているのである（甲105・「一問一答・新しい国籍法・戸籍法」（155頁～156頁））、このことからも、中国国籍法下での複数国籍の発生が複数国籍禁止の規定にもかかわらず制度上不可避免的に生じるものであること（法を遵守しないために生じたイレギュラーな事態ではないこと）を被告自身が認識していることを示すものである。

なお、原告らは、中国国籍法下においても複数国籍が発生することを、「複数国籍の発生を完全に防止することは不可能であること」の一例として指摘しているのであり（原告ら準備書面（1）15頁乃至16頁）、中国が複数国籍を容認しているとして紹介しているものではないから、中国国籍法を「重国籍を容認していると要約する」との被告の主張は原告らの主張を誤認するものである。

（3）次に、被告が「原則として、国籍選択制度によって重国籍解消が図られるという中にあって、限局した場合において、飽くまでも外国国籍行使しないという誓約の下で重国籍が認められるという国については、むしろこのような誓約の下でしか重国籍を認めないと立法政策をとっていることは、やはり、重国籍が基本的には好ましくないとの前提に立っているものと解される」と主張するのは、韓国国籍法の改正に関して言うものと推測される。

しかしながら、原告らが主張するのは、複数国籍について厳格な立場をとっていた韓国国籍法も限定的ながら複数の国籍を保持することを肯定するようになったものであり、国際的な複数国籍の肯定の潮流の一環と見ることができるものである。

そして、「外国籍不行使誓約」を行ったとしても、外国籍を失うわけではないから、当該外国からは外交保護権の対象となる可能性があり、また徴兵制度を有する国との間では徴兵義務の衝突の問題も生じる可能性があり、被告の主

張によれば当該外国から課税される可能性もあり、当該外国の婚姻法制に従うことによる重婚の発生のおそれもあることになる。このように外国籍不行使誓約を行ったとしても複数国籍による弊害とされるものが解消されるわけではないにもかかわらず、韓国がかかる制度改正を行ったのは、まさにそれまで弊害と考えられていたものの重要性が低下し、他方で複数国籍を認める必要性がある、との政策判断がなされたからに他ならないのである。

なお、韓国が複数国籍者について「外国籍不行使誓約」という制度を採用した理由のひとつに、外国籍者であることを理由に兵役を免れることを防止することがあったものと推測される。一般的に言えば、国籍国に外国籍者として居住するメリットはないのであるから、徴兵義務を終えた者など外国籍をあえて行使するメリットを持たない者については、外国籍不行使誓約は意味を有しないものであって、制約のない複数国籍容認と実質的に同じものと見ることもできる。

(4) 以上の通り、中国や韓国の国籍法制に関する原告らの主張に対する被告の反論も、失当と言うべきである。

第4 改正国籍法の複数国籍発生防止・解消制度及びこれに関する立法者の認識内容（被告準備書面(1)第3、2、(3)、オ(34頁乃至37頁)に対する反論）

被告は、国籍法が複数国籍の防止を立法目的とし、複数国籍の解消のために国籍選択制度を設けつつ、最終的には複数国籍の状態が存続する事態も容認している、との原告らの主張に対し、縷々反論する。しかしながら、それらはいずれも的外れのものである。

1 国籍法の条文からの理解

これまで繰り返し論じたところであるが、国籍法は、複数国籍の発生を広く容認した上で、国籍選択制度によってこれを解消するという政策を採用している。同時に国籍選択は本人の意思に基づきなされるべきであるという思想の下に、特に日本国籍を選択した場合の外国籍の離脱を本人の努力に委ねている（離脱が可能なのに離脱しない場合には複数国籍解消のために日本国籍を喪失させる、という制度は採用しなかった）。また、国籍選択自体は法的な義務とされたものの、これを履行しない場合の罰則や不利益は設けず、代わりに選択催告制度を設けたものの、これも被告自身の判断によって運用が控えられている。

これらは、国籍法の条文の解釈及び国会における被告の答弁から客観的に明らかな事実であり、議論の余地のないものである。

これに対して被告は、「可能な限り重国籍解消を貫徹しようとする」「重国籍の発生ができるだけ防止し、かつ、発生した重国籍はできるだけ解消すべきであることは国籍法の重要な理念である。」等と反論するが、原告らはこのような条文に明確な根拠のない観念論を争っているのではなく、国籍法の規定と被告の運用の実務に基づく議論をしているのであり、被告の反論は全く的外れである。

2 法改正当時の複数国籍発生とその解消に関する被告の認識

(1) 1984(昭和59)年の国籍法改正における国会審議において、被告は、法改正による複数国籍者の発生について、「全くの推測でございますけれども、大体年間一万人程度が血統主義によって重国籍者になる。したがいまして、生地主義との関係における数を足しますと、年間一万二千人程度の方が重国籍者として出てくるのではないかというふうに考えておるところでございます。」と答弁し(1984年4月3日衆議院法務委員会における枇杷田政府委員の答弁、甲95(5頁第1段))、改正法の審議当時から複数国籍者の増大が予測されていたことが明らかである

- (1) 1984(昭和59)年の国籍法改正における国会審議において、被告は、法改正による複数国籍者の発生について、「全くの推測でございますけれども、大体年間一万人程度が血統主義によって重国籍者になる。したがいまして、生地主義との関係における数を足しますと、年間一万二千人程度の方が重国籍者として出てくるのではないかというふうに考えておるところでございます。」と答弁し(1984年4月3日衆議院法務委員会における枇杷田政府委員の答弁、甲95(5頁第1段))、改正法の審議当時から複数国籍者の増大が予測されていたことが明らかである。
- (2) また、先にも引用したとおり、被告は国会審議において「何が何でも一つのものにしてしまおうということではなくて、御当人の意思をも尊重しながら、なるべく国籍唯一の原則が全うできるような具体的な方策を選んで法案にまとめた」と答弁しており(1984年4月13日衆議院法務委員会における枇杷田政府委員の答弁、甲89(14頁第3~4段))、本人の意思を尊重する結果国籍を一つにできない事態もあることを当然に想定していたことが明らかである。
- (3) このように、1984年改正当時の被告は、複数国籍防止という立法目的を理念として掲げつつ、複数国籍の解消において本人の意思を尊重する改正法ではこれを実現することが現実的に不可能であり、その結果として、今後、今までにまして複数国籍者が増大するであろうという現実を冷静に認識していたのである。

3 1984年国籍法改正当時に被告は国籍の積極的抵触の防止はもはや国際的な原則でないと認識していたこと

1984年改正当時、被告が複数国籍の発生及び増大を回避し得ないと認識し、かつそのような事態を容認していたことは、以下の点からも明らかである。

すなわち、1984年国籍法改正案のための国会審議における政府答弁では、「一人の人間に対して複数の国家が対人主権を持つ、また主権在民の国におきましては一人の者が複数の国に対しての主権を持つということは一個の矛盾を生ずることでございますので、国籍唯一の原則というのが世界における国籍を考える場合の一つの重要な原則ということにされておるわけでございまして、私どもも、その原則は国籍法の制定あるいは国籍法の改正に当たりましても非常に重要な準拠すべき原則であると考えております。」（1984年4月3日衆議院法務委員会における枇杷田政府委員の答弁、甲95（3頁第3段））などと説明されていましたが、被告は当時、もはや「国籍唯一の原則」のうち国籍の積極的抵触の防止が国際的な原則ではないことを認識していました。このことは、以下に挙げる1984年国籍法改正に向けた法制審議会国籍法部会に提出された資料や部会の記録から明らかである。

（1） 田中康久幹事の論考

上記国籍法部会に資料として提出された「最近における諸外国の国籍法の改正の動向——両性の平等との関係を中心として——」（甲106・民事局第五課長、田中康久）は、血統主義を採用するフランスやスイス、東ドイツ、チェコスロvakia、シンガポール、イスラエル、チュニジア、出生地主義の米国、イギリス、オーストラリアが、複数国籍の解消に積極的に取り組んでいない旨を報告し、「国籍唯一の原則をどこまで貫くかは、国によって異なっている。」（63頁）、「諸外国における重国籍の取扱い、あるいはその解消方策については、各国の置かれた国内政策、国際環境の違いから大きな差異があり、生地主義を探る国の一的一部分のように重国籍であることを容認する国々から、一部の社会主义国家のように自国民が重国籍状態にあることを禁止する国々まであるのであり、全世界的な傾向があるわけではないと考えられる」（67乃至68頁）とまとめている。

(2) 田中幹事、細川幹事の発言

前記論考の執筆者である田中康久は、法制審議会国籍法部会第4回会議において、幹事の立場から、次のとおり述べた。

例えば、現在我が国でも若干問題になっておりますけれども、海外にいる国民に選挙権の行使を認めようというアイデアがありまして、国によつては行使を認めている国もあるように聞いております。そうなりますと、例えば日本とアメリカの二重国籍者がアメリカにいるときに、アメリカの選挙権を行使し、しかもアメリカにいるままで日本の選挙権を行使すると、こういうのが果たしていいのかどうかと、権利の行使の点ではそういう問題があるわけですが、義務の点では果たしてどうか。確かに今は、日本は平和の時代でございますから、現象的には現在特段問題が起きているわけではないわけですが、我が国近隣諸国との関係、世界的な関係から言っても、将来とも問題起きないという保証はないわけでございまして、そういう意味では重国籍の解消というのは基本的にはなるべく認める方がいいのではないかということで、こういう案を出しているわけでございます。説明不足の点はございますけれども。（甲107（23頁以下）。下線は原告代理人による。）

前者の下線は、現在の判例学説から見れば憲法違反の見解に田中が依拠していたことを示しており、当時の法務省担当者が参政権の憲法上の重要性を十分に理解していなかつたことがわかる。一方、後者の下線は、田中が、国と国民の結合関係は1対1であるべきとか複数国籍は国籍の本質に反するなどとは考えておらず、ただ複数国籍の解消はなるべく認める方がいいのでは

ないかと考えており、本件訴訟における被告の主張とは異なる認識を有していたことを示すものである。

また、同第9回会議では、細川清幹事が、「一応重国籍をなるべく発生しないようにするあるいは防止すると、可能であればそうするということが一つの理念としてあるとすると」（甲108（52頁））と述べており、細川幹事も、田中幹事と同様、国と国民の結合関係は1対1であるべきとか複数国籍は国籍の本質に反するなどとは考えていなかつたことが見て取れる。

（3） 小括

以上のとおり、1984（昭和59）年国籍法改正に向けた法制審議会国籍法部会に提出された資料や会議における幹事（被告職員）の発言から、当時の被告が国籍の積極的抵触の防止がもはや国際的な原則ではないことを認識していたことは明らかである。

被告は国籍の積極抵触の防止を含む「国籍唯一の原則は、国籍の存在意義から当然導かれる原理ないし国籍立法のあるべき姿として、古くから今日に至るまで国際的に承認されてきた国籍概念の本質的な考え方である」（答弁書40頁（イ）第1段落）などと主張するが、1980年代前半の被告の上記認識内容と矛盾している。

4 「重国籍の状態そのものが憲法上保障されるべき権利利益ではない」との主張について

（1）被告は、「重国籍の状態そのものが憲法上保障されるべき権利利益であるとの前提に立っていない。」と主張する（被告準備書面（1）35頁）。

しかしながら、被告の主張が具体的に何を意味するのか不明であることは、既に指摘したとおりである（本書面第2・7参照）。

(2) 被告の言う「重国籍の状態」とは、日本国籍と外国籍を有することである。

それが憲法上保障される権利利益ではないということは、いずれかの国籍を保有することは憲法上保障されていない、ということとしか解し得ない。しかるに日本国憲法が外国籍の保有について保障する・しないということは考えられないから、被告の主張は、要するに「複数国籍者の日本国籍の保有は憲法上保障されない」という内容であるとしか理解し得ない。言い替えれば、複数国籍者の日本国籍を立法によって、あるいは法律の委任に基づく行政処分によって剥奪することは立法裁量ないし行政裁量の範囲に属する、とする見解であるとしか解し得ないのである。

しかしながら、原告らはかつてこのような見解を聞いたことがない。日本国民は、外国籍を有するか否かに関わらず、等しく日本国民としてその法的地位である日本国籍及びこれに起因する日本国民としての権利利益を享受する権利が憲法上保障されているのであり、外国籍を有する者の日本国籍は立法及び行政が自由にはく奪することができる、とするのはおよそ憲法解釈として成り立ち得ない。

(3) 被告も、1984（昭和59）年法改正時の国会審議において、「国家の構成員であるという地位に既に立っている者を、その構成員でなくなすということにつきましては、ほしいままに自分の持っている国籍を奪われないという意味では一つのはっきりした権利といえようかと思います。」「我が国の国籍法におきましては、日本の国籍を持っておる者について、本人の意思なしに日本の国籍を失わせるという規定は設けておりません。したがいまして、一たん日本国民である以上は、これはほしいままにといいますか、恣意的に奪うということはないのが原則だといいますか、そういうことが規定を置いていないところから出てくるのではないかという考えております。」（1984年5月10日参議院法務委員会における枇杷田政府委員の答弁、甲109（4頁第2段））

と述べており、複数国籍者の日本国籍の恣意的なはく奪が許されないことは当然の前提としているのである。

(4) 以上の通り、「被告は、…重国籍の状態そのものが憲法上保障されるべき権利利益であるとの前提に立っていない。」との前提自体が誤りなのである。

5 小結

被告は本件訴訟において、「国籍唯一の原則」なる理念を強調して、「国籍はかくあるべし」と主張するが、その理念として述べるところは、残念ながら国籍法の規定及び被告自身による運用とかい離しているものと言わざるを得ない。そして、「国籍唯一の原則」をその理念のままに具体化現実化することが不可能であることは、1984年改正当時に既に被告自身が認識していたものである。このような客観的事実、歴史的事実を見るならば、本件訴訟における被告の主張は自らの認識とも齟齬するものであり、遺憾ながら誠実さを欠くものと言わざるを得ない。

第5 法11条1項の立法目的達成手段の合理性について（被告準備書面(1)第3、2、(4)（37頁乃至38頁）に対する反論

被告は、「重国籍の弊害を軽視する原告らの主張は誤りであり（上記(3)ウ）、我が国の国籍法が重国籍を容認しているなどとは到底言えず（上記(3)オ）、国籍法11条1項により原告らが極めて重大かつ深刻な被害を受けるなどとはいえない」などとして、また、国籍法11条1項は複数国籍発生防止とともに国籍変更の自由の保障をも目的とするものであるとして、同条項の立法目的達成手段は合理的であると主張する（被告準備書面(1)31乃至32頁）。

しかし、すでに見たとおり、国籍変更の自由の保障は現憲法下では国籍法11条1項の立法目的ではない（原告ら準備書面（3）及び同準備書面（8）第3）。そして、複数国籍の弊害は日本国籍を失わせてでも防止せねばならぬほど強度のもの

ではなく（本書面第2、第3）、我が国の国籍法は複数国籍の解消を目指してはいるが、その解消を本人の意思・選択に委ねており、最終的に複数国籍が存続する結果となる場合があることを当然の前提としている（本書面第4）。しかも、国籍法11条1項の適用対象となる者は、主権者としての地位を追われるなど重大かつ深刻な被害を受けるのであって（原告ら準備書面（4））、被告の主張は前提から誤っている。

被告の主張する結論については、国籍法11条1項の、「複数国籍発生防止」という立法目的と、日本国籍を複数国籍の解消に関する選択の機会を与えることなく外国籍志望取得と同時に有無を言わさず喪失させるという手段は、明らかに均衡を失している。

したがって、被告の主張は失当である。

以上